

令和 3 年度 長崎県教育振興会議報告書

長崎県教育委員会

**「第三期長崎県教育振興基本計画成果指標の達成状況」及び
「事業群評価数値目標の達成状況」に関する主な意見等**

1 ふるさと教育の推進について

委員	事務局	委員から出された意見及び事務局説明
○		<p>成果指標の「我が国の伝統や文化について理解と愛情のある児童生徒の割合」や「郷土長崎への理解と愛情のある児童生徒の割合」については、児童生徒へのアンケートにより達成状況を測っているとのことであるが、「我が国の伝統や文化を理解し、愛情を持っていますか。」というような質問項目で”我が国”というような表現の質問では、児童生徒がそこまでは考えていないという否定的な評価を付けることは十分考えられるし、100%という目標はなかなか難しいと思う。</p> <p>子ども達は地元ふるさとについて誇りを持って日々学んでいるし、学校もそれに向けて取り組み、地域の方も頑張っている中、それが十分達成していないと評価されるのは少し残念に思う。</p>
	○	<p>学習指導要領で子どもたちへ育成を目指すべき資質、能力にもなっているため、目標としては100%を掲げながら、限りなくそこに近づけていきたいと考えている。問いの内容と中身とが乖離しているという部分のご指摘をいただいたので、補足できる方法や調査の仕方等については、検討を加えていきたい。</p>
○		<p>ふるさと教育は気持ちや意識の部分だけでなく、子ども・学習者の変容、どこまで実践できるかの行動変容まで求められていると思うがいかがか。</p>
	○	<p>現在の取組はどちらかと言うと意識変容というところに重きを置いているが、ご指摘のとおり、県外で学んできて県内や地元で生かしたいといったように、どのようにして行動に結びつけていくかということは、非常に大事な視点だと思う。今後学校とも協力をしながら、いかに行動を変えていくかということもふるさと教育の意義であり、1つの目的であるということ伝えていきたい。</p>

「第三期長崎県教育振興基本計画成果指標の達成状況」及び
「事業群評価数値目標の達成状況」に関する主な意見等

2 外国語教育の推進について

委員	事務局	委員から出された意見及び事務局説明
		<p>小学校で英語が入ってきて、高校では4技能について定着させないといけないという流れがある中で、中学校の先生はその間を繋げていかないといけない役割があると思う。「中学校卒業時に英検3級程度以上の英語力を持つ生徒の割合」の各年度の目標を達成させるために、中学校の先生への支援や研修についてはどういう状況か。</p>
		<p>4月当初に県庁と全ての中学校をオンラインで繋ぎ、英語科の教員にこれからの英語教育、授業の在り方、もっと実際に英語を使っていけるような授業への転換を提案した。夏季休業中からの研修で、英語科の教員が全員自分の授業を動画に撮って、その動画を持ち寄りながら、それぞれの授業を変えていくための議論を進めているところである。従前の研修では、高い指導力を持った先生が実際の授業を見せて、それについて議論をするというものだったが、これからは英語科の先生方1人1人が課題意識を持ちながら授業力を高めていくことができる研修に取り組むこととしている。</p>

3 ICT教育の推進について

委員	事務局	委員から出された意見及び事務局説明
		<p>私の小学校の授業では、Jamboardという電子ホワイトボード機能を持つクラウドアプリケーションのチャット機能を使って討論や会話を行っているが、これまで授業にあまり参加していなかった子が参加したりということで活用の仕方によっては非常に効果が上がるなど感じている。</p> <p>A Iドリルというソフトも優れており、子ども達の回答状況や間違い状況に応じて適切な問題を出してくれるということで、活用によっては本当に子ども達の学力が劇的に上がるのではないかという思いを持っている。</p> <p>また、コロナ禍で遠隔の授業が可能になったということで自宅でもタブレットを活用することによって学習保障ができたということも劇的な効果があったと思っている。</p> <p>ただ、1つの弱点として、SNSとしての利用もできるものなので、先般からあったいじめ問題につながるのではないのか、負の部分はどう解消していくのかということと同時に考えていかないといけない。</p>

**「第三期長崎県教育振興基本計画成果指標の達成状況」及び
「事業群評価数値目標の達成状況」に関する主な意見等**

委員	事務局	委員から出された意見及び事務局説明
		年齢が上の先生方と若い先生方とではサポートの仕方なども変わってくると思うが、現場の先生方へのサポートという点ではどう取り組んでいるのか。
		教員研修は当然だが、現在活用マニュアルを県の教育委員会で作成しているところで、先生方がいつでも必要な時に見て、この機能を使うためには何をすればよいかというのを確認できるようにしたいと考えている。また、メールや電話でパソコンの活用法について相談できるサポート窓口を9月から設置しており、教員のサポートを行っているところである。

4 教職員の超過勤務について

委員	事務局	委員から出された意見及び事務局説明
		学校規模が昔と比べると小さくなって、各学校の先生方の数も減り、校務に対する時間がより必要になってきており、先生方の負担感はより大きくなってきていると感じている。その中でそれだけの仕事があるということであれば、1人でも多くのサポートする人や、教員を各学校に配置して、できるだけ超過勤務がない形を取ればと思う。
		4 5時間超の超過勤務をどうしていくかということが課題になっている。そういった中で学校に様々な人を入れていくということで活用が進んでいるICT支援員やスクール・サポート・スタッフなどの配置については、市町教育委員会が実施するものであるが、21の市町教育委員会と今後どういったことができるのかなどを情報交換しながら先生方の働き方の支援ができるよう進めているところである。

5 その他

委員	事務局	委員から出された意見及び事務局説明
		医療的ケアが必要なお子さんを持たれている保護者の方は24時間体制で頑張っているらっしゃり、その中で登下校での車の運転だけでもすごく心配をなさっている。車内での医療的ケアが必要な子どものスクールバスでの通学支援については、予算も含めた看護師の確保の面などで難しい状況とのことだが、今のやり方で看護師を乗せられないのであれば、どのようなやり方だったら乗せられるのか等をしっかりと考えて、頑張っている医療的ケアの必要なお子さんを持たれている保護者の方をしっかりとサポートしていきながら、子ども達の学びの機会を奪わないような状況にしていきたい。

**「第三期長崎県教育振興基本計画成果指標の達成状況」及び
「事業群評価数値目標の達成状況」に関する主な意見等**

委員	事務局	委員から出された意見及び事務局説明
		<p>学校においては、食物アレルギー対策というものも子ども達の命に関わることなので、非常に神経を使っているものの1つである。世の中が一元化から多様化へという方向性を持っている中、それに伴って画一的に行っていた、1人で多くのことを教えるという日本の教育システムというものが、分割化したものを求められる時代に入ってきて、そのような中でもシステム自体は変わらないという状況の中で、教師は非常に疲弊しているところもあると思う。不登校対策についても、今はそれぞれの子どもの居場所で義務教育を確保しましょうということになっている。</p> <p>ぜひ、今後多様性への対応というところが、特にSDGsの世の中の基本になると思うので、そういったものに対応する学校教育の在り方を考えていってほしいと思っている。</p>
		<p>先日の新聞に人口減少の多い地区に新たな教育を施す学校を作っていくという考えの”教育移住”の記事があった。他県を見ると、広島県では離れた島に県立の小中一貫校を作って英語教育を含めながらやられているとか、広島県の福山市では、ドイツで始まりオランダで成長したイエナプラン学校を公立で始めたりと、様々な取組を行っている。そういった新たな取組を長崎県でも研究し、導入して、改めて教育県長崎ということをしかりと発信できるような形を取れたらどうかと思っている。</p>
		<p>時代が大きく変わっていく中で、これからの学校教育の在り方はよく考えていかないといけないと思っており、時代の変化のスピードに比べれば、学校の変化のスピードは遅いのだろうと思う。今後、長崎県が教育県長崎と言われるように最先端の教育をいかに取り入れることができるかということの研究してまいりたい。</p>

令和3年度長崎県教育振興会議 会議結果

1. 日 時

令和3年10月11日(月)13:00~15:00

2. 場 所

長崎県庁行政棟7階 教育委員会室

3. 出席者

委員：藤本会長、柿田委員、岩永委員、兒玉委員、久保田委員、相川委員、福田委員、山田委員、山本委員

県：教育長、政策監、総務課長、県立学校改革推進室(参事)、福利厚生室長、教育環境整備課長、教職員課長、義務教育課長、高校教育課長、ICT教育推進室長、特別支援教育課長、児童生徒支援課長、生涯学習課長、学芸文化課長、体育保健課長、学事振興課(参事)、文化振興課(総括課長補佐)、スポーツ振興課長、人権・同和対策課長、こども未来課長

4. 会議次第

(1)開会

(2)教育長あいさつ

(3)委員・事務局職員紹介

(4)会長選出

(5)協議

・第三期長崎県教育振興基本計画成果指標の達成状況について

・事業群評価数値目標(成果指標)の点検・評価等について

(6)閉会

5. 会議結果

【協議】

(藤本会長)

協議に入ります前に、会議の概要を含めまして、「第三期長崎県教育振興基本計画成果指標の達成状況について」及び「事業群評価数値目標の点検・評価」について事務局から説明をお願いします。

(総務課長)

それでは、本会議の目的につきましてご説明させていただきます。

資料1の1ページをご覧ください。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」に基づき、教育委員会は、学識経験者の知見を活用し、事務事業の点検・評価を行うことになっています。また、教育振興基本計画の進捗等についても、本会議からの意見をいただきながら点検を行い、効果的な教育行政の推

進を図ることとしております。

このため、本会議では、「第三期教育振興基本計画」での数値目標の達成状況と、「事業群評価数値目標」について点検・評価をしていただき、その改善策や今後に向けた本県教育の取組上の課題や具体的な施策に対する意見や提案を幅広くいただくことを目的としております。

なお、本日いただきますご意見等を踏まえ、定例教育委員会で審議後、その結果を11月に公表する予定といたしております。

次に、「第三期長崎県教育振興基本計画」についてご説明いたします。

お手元の「第三期長崎県教育振興基本計画」冊子の7ページをご覧ください。7ページに第三期長崎県教育振興基本計画の概要という図を記載しております。「第三期長崎県教育振興基本計画」は、令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間としており、今回は、令和2年度の点検・評価をしていただくこととなります。計画の概要につきましては、長崎県教育方針のもと「長崎の明日を拓く人・学校・地域づくり」を基本テーマとし、左側の「4つの目指す人間像」の実現に向け、真ん中の9の「基本的方向性」を踏まえ、右側の34の「主要施策」を展開していくこととしております。そして、主要施策を着実に推進するため、「成果指標」を61項目設定しております。

次に、これら成果指標の達成状況についてご説明します。

まず、資料2の裏をご覧ください。61項目の成果指標のうち令和2年度の目標に対する達成状況ですが、実績値が「達成」となっているものが19項目、達成率が90%以上の「概ね達成」が13項目となっております。

一方、達成率が90%未満の「未達成」のものについては、19項目となっております。これらの項目については、資料3に未達成の要因分析や今後の取組について掲載しております。また、実績集計中のものが3項目、判定不能として7項目と記載しておりますが、この判定不能といえますのは、1ページ目中段の「11 全国学力・学習状況調査の平均正答率」のように新型コロナウイルス感染症拡大の影響で指標に設定しているものが実施されなかったことなどにより、達成状況の判定ができなかったものであります。

次に、「事業群評価数値目標の点検・評価」についてご説明いたします。

資料4でございます。事業群評価とは、県の総合計画の施策体系にあわせて、それぞれの施策を推進する事業をまとめ、事務事業ごとに数値目標を設定し、その実績、成果について評価したものです。

資料4の裏をご覧ください。教育委員会が所管する79の事務事業に83の成果指標があり、そのうち「達成」が35件、達成率が90%以上の「概ね達成」が6件、達成率が90%未満の「未達成」が14件となっております。「数値目標なし等」については、数値目標を設定することが困難であるものなどでございます。

また、未達成の14件については、資料5に未達成の要因分析と今後の取組みについて記載しております。

資料6の裏をご覧ください。教育委員会所管の指定管理者制度導入施設については、どの施設も新型コロナウイルス感染症拡大の影響で利用者数の減となりましたが、10施設全ての施設の評価において、「B」判定の「ほぼ期待した成果が上がっている」となっております。

以上で、私からの説明を終わります。

(会長)

はい、ありがとうございました。

既に各委員は資料の内容はご確認されていると思いますが、「第三期長崎県教育振興基本計画成果指標の達成状況について」は資料3に未達成のものがまとめてあります。また、「事業群評価数値目標の点検・評価」の未達成のものについては、資料5にまとめてあるということで、これらの資料を中心にご意見を頂ければと考えております。なお、資料3と資料5には関連している内容もございますので、資料3のところでは資料5の関連があるものについてもご意見をいただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それではまず、資料3の1ページ目から3ページ目が「ふるさと教育の推進」ということで関連がありますので、これらについて委員の皆様からご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(高校教育課長)

私の方から冒頭にふるさと教育の現状等につきましてご説明をさせていただきたいと思えます。お手元の資料で参考資料と書かれたものをお出しいただければと思えます。まず1ページ目をご覧ください。目指す人間像として「我が国と郷土の伝統・文化や自然を誇りに思い、未来を創造し国際社会に貢献する人間」を、基本的方向性として「ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、地域社会や産業を支え、国際社会の発展に貢献しようとする態度を育みます」を、その主要施策として「ふるさと教育の推進」ということで掲げております。現在、ふるさと教育については、本県だけではなく全国の自治体や学校が力を入れていることでもあります。その目的は、ふるさとへの愛情や誇りを育てていく、将来地域の発展に貢献しようとする意識を醸成するとか態度を育成するということが全国的にも掲げられております。ほとんど人口減少対策としての若者の地元定着という文脈で語られることが多いのがふるさと教育でございます。アウトカムとしてはそれがあっていいと思えますが、本来のふるさと教育の本質は何なのだろうか考えた時に、現在グローバル化が進展しており、子ども達は将来多様性だとか流動性の高い社会で生きていかなければなりません。そのためには、自分というのはいったい何なのか、自分の強みは何なのか、もしくは生きがいは何なのかといったことを自分に問いかけながら、多様な他者との関わりの中で自己確立というのが非常に大事だと思っております。そのためには、自分の価値観や生き方、考え方の土台を作っているのは生まれ育ったふるさとなのだと思っております。ですので、今本県でも子どもたちのキャリア教育の一環としてふるさと教育に力を入れているところでございます。

2ページ目をご覧ください。2の構成課等と書いておりますけれども、本県でも年齢や発達段階に応じた様々なふるさと教育の実践をしてきているところですが、所管課がバラバラになっており、他の課が何をやっているか分からない状況でございました。今年の4月に7つの課と長崎県立大学の1大学を加えまして、“長崎県ふるさと教育連携推進プロジェクトチーム”を立ち上げました。そのイメージ図にもありますとおり、幼児教育ならばこども未来課、小中学校であれば義務教育課、高校は高校教育課、あと家庭教育支援ということで生涯学習課、私立学校を所管されている学事振興課が私立小学校から県立大学までを所管されております。若者県内定着ということで、高校生や大学生の県内就職支援として若者定着課にも入っていただき、このようなプロジェクトチームを作ったところです。

3, 4ページをご覧ください。本県のふるさと教育の全体像が俯瞰できるように、ねらい、成果、課題、今後の方向性を一覧表にしたものでございます。今後もこのプロジェクトチームを活用し、互いに連携しながら推進してまいりたいと考えております。

それでは、小中学校の具体的な取組等について、義務教育課長から紹介させていただきます。

(義務教育課長)

先ほどの資料3ページをご覧ください。

この表を用いながら主に小中学校の取組についてご説明させていただきたいと思います。小学校には幼稚園・保育園において、地域の身近な人々と触れ合いながら成長してきた子ども達が入学してまいります。その子どもたちが十分に力を発揮しながら、さらにふるさと教育を展開していくというのを考えております。特に小学校におきましては、ふるさとへの愛着や誇りを持たせることを中心に、中学校段階におきましては、地域社会の一員として、また、ふるさとの発展に努める態度を育てていきたいと考えております。しかしながら、これはきれいに小学校、中学校が分かれるものではなく、例えば、小学校高学年であれば中学校の内容に近いような学習を展開してまいります。子どもたちの成長に即しながら、段階的に子どもたちがふるさとのために自分の力を発揮できる、ひいては、ふるさとを担う実践力が育まれる、そのようなことで取組を進めております。

具体的な取組といたしましては、小学校では特に保護者や地域の方々が学校教育に参画していただく制度であるコミュニティ・スクールを中心に、ふるさとで活躍する多くの大人達と出会わせたいというふうに考えております。また、中学校段階におきましては、生徒自らが地域の課題と向き合い、その解決に探究的に学んでいくような取組を展開しているところでございます。少し具体的にご説明をさせていただきます。本日机上に資料を置かせていただいております「ふるさとの新たな魅力を創出するキャリア教育実践事業」が、今説明させていただいた、生徒が地域の課題に向き合い、生徒たちが自らその課題を解決していくような学習に取り組むモデル的な事業として展開しております。現在、9つの市町の11の中学校でこのモデル校としての取組を進めていただいているところです。また、このモデル校の取組につきましては、県内の小中学校に配信し、他の多くの学校でも地域を舞台に探究的に学ぶ学習を展開しております。もう1枚の資料に今お伝えした内容が先日新聞に取り上げられたものを記載しております。これは佐世保市立世知原中学校の実践となっております。生徒たちが株式会社を立ち上げ、その株を販売し、販売した売上金で地域貢献に取り組んでいくという学習を進めているところでございます。

このように地域を舞台に仲間と試行錯誤しながら、ふるさとのために行動したという体験は、子どもたちの意識を大きく変えていくものであると考えております。また、必ずや将来子どもたちがふるさとへ心を寄せる拠り所になっていくものと考えており、このようなふるさと教育の取組を今後も展開していきたいと考えております。

(高校教育課長)

3ページにお戻りいただいて、高等学校の事例についてご紹介したいと思います。今の小中学校のふるさと教育の取組を踏まえて、高校でどのようにつなげていくかということで、そのねらいについてですが、1つは地域の抱える課題を「自分ごと」(当事者意識)これをキーワ

ードとしております。今、新型コロナウイルス感染症の問題であるとか、エネルギー問題、食糧問題、気候変動の問題でも、もはや1国の課題ではないだろうと思っています。それを他人事ではなく、自分の地元の地域の課題と結び付けて、足元から考えて行動できるような人間を育てていくということを高校の1つのねらいとしております。一番右の今後の方向性に記載しておりますが、県立学校では、今年度までに全校においてふるさと教育体系図と実施計画書を作成することとしております。組織的・体系的に3年間のふるさと教育をどう進めるかという目的でそれを今年度求めておるところでございます。具体的には、本日の委員で平戸の猶興館高等学校の校長がいらっしゃっておりますのでご説明をいただきたいと思っております。

(委員)

猶興館高校の取組例として少しご紹介させていただこうと思っております。5ページをご覧ください。本校は、校名の由来が孟子の「猶興」を出典としている関係で、全ての活動に猶興精神というものを掲げておるわけですが、本校でのふるさと教育体系図のテーマに記載の“猶興精神をもとに”というものはそのようなところからきているものでございます。「猶興精神をもとに地域創生を志す人材育成のための地域課題解決型キャリア教育」というものを大きなテーマに掲げまして、記載のような体系図を今年度作成したところでございます。育成したい資質・能力が「ふるさとへの愛着と誇り」、「思考力、判断力、表現力、問題解決能力」、「学びに向かう主体性・協働性」、「ふるさとの未来を担う志リーダーシップ」の4点を掲げております。外部連携機関として、左側が平戸市の外部関係機関で、右側が大学・専門機関ということで松浦史料博物館、長崎県立大学などと連携した取組を進めておるところです。主な取組が、地域課題解決のための探究活動でございまして、講話、研究テーマの設定、地域調査、研究課題の設定、研究成果の発表となっているところですが、今年度始めて2年目となっております、次の6ページをご覧ください。指導計画として詳しく説明をさせていただきますと、今の3年生が1、2年生の時に実施した内容がその3に記載しておりますけれども、1年生の時に「ふるさと平戸を知る」というテーマで記載の具体的取組を行いました。2年生の時は「ふるさと平戸を探る・発信する」というテーマで具体的取組を4つ挙げております。4が先ほど申し上げました外部連携機関となっており、5は探究活動とは別にその他の取組として並行して行っている取組を3つ挙げておりますが、1つ目がPTAによるキャリア教育として、「未来力育成塾」という職業講話を実施しているということ、2つ目が体育祭における地域伝統芸能として平戸よさこいをご覧ください。それから3つ目が平戸市が実施しております、オランダ交流事業ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で昨年度と今年度は実施が出来ておりませんが、今年度はオンラインでオランダの高校生と交流するという予定を進めているところではあります。

7ページをご覧ください。生徒達は探究活動に入る前に講話を聞くことによって平戸市の現状を知ることを行います。総括講話として、昨年度は「イノシシと私」(害獣対策奮戦記)というテーマでご講話をいただきまして、それと別に(2)の課題別の講話として記載の講師の方においでいただき全員で受講をいたしました。こういう講話を聞いて平戸市の現状を知ることによって、生徒達は自分たちでどのテーマの、何の課題について研究しようということで(3)にあるようなグループに分かれまして、“歴史と文化”“観光と地域経営”“産業振興”“社会福祉”の大きな4つのグループに分かれ、さらに細分化したグループに分かれて課題研究をいたしましたところではあります。

8ページにお進みください。7にありますのは、課題研究を始めて2年目になる現在の2年生が今年度課題研究のテーマとして13項目を挙げております。最後9ページが、昨年度課題研究発表をした後に私の方から所感とご協力いただいた地域の方へのお礼も兼ねて、毎月発行している学校だよりに課題研究発表会でこのようなことを実施しましたということ載せて配布したものでございます。私からは以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。ふるさと教育の全体像が非常に良く分かったと思います。今の説明も踏まえて、資料3の1～3ページのふるさと教育の推進というところで何かご質問等あればと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

ふるさと教育につきましては、平成3、4年度あたりから総合的な学習の時間というのが義務教育に取り入れられて以来、地元について学ぶ、身近な課題を社会的な課題へとということで様々な取組を行ってきて、もう20年以上そういった取組をやっている中、子どもたちには私らが子どもの時に比べてはるかに意識の醸成等につながっていると私は思っているわけですが、1点質問で、この目標値を測る指標である「我が国の伝統や文化について理解と愛情のある児童生徒の割合」のこの割合についてどのようにして測っているのか、2ページ目の指標である「郷土長崎への理解と愛情のある児童生徒の割合」についても測っている手段・方法について教えていただければと思います。

(義務教育課長)

これは県内の小中学生へアンケートを行っており、6月から7月にかけて学校運営調査というものを行いますが、その調査の中に子どもたちから直接聞き取るという形で、小学校では5年生と6年生、中学校では、1年生から3年生までの子どもたちに悉皆調査で行っております。

(委員)

子ども達がこういった項目に対して答えているのか知りたいので、よければ質問項目についても教えていただけないでしょうか。

(義務教育課長)

「我が国の伝統や文化について理解と愛情のある児童生徒の割合」につきましては、「我が国の伝統や文化を理解し、愛情を持っていますか。」とアンケートをとっております。もう一つの「郷土長崎への理解と愛情のある児童生徒の割合」につきましても、「長崎県のことを理解し、愛情を持っていますか。」という問いになっております。

(委員)

ありがとうございます。肯定的な評価としてR元年度が77.8%、R2年度が75.2%ということで、私も学校現場にいる人間として、小学校のふるさと教育で主に行っていることは地元を学ぶ、私のところでは、諏訪小学校があるのはくunchiの町でありますので、くunchiを中心と

した地域の学習というのをやっているわけですが、そういった学習について郷土についての醸成というのはどの学校も進んでいると思うんですが、今の質問項目でいくと、“我が国”であったり、“我が県”ということで行くと、出来る子ほどそこまでは考えていないなという否定的な評価を付けることは十分に考えられると思いますし、おそらく中学校も同じじゃないでしょうか。私の学校の児童でしたら、くunchiについてはどうかと言うと間違いはないですが、“我が国の”とかになると100%という目標は、なかなか難しいなと思っているところです。子どもたちは本当に地元ふるさとについて誇りを持って日々学んでいる、学校もそれに向けて取り組んでいる、地域の方も頑張っているという中、それが十分達成していないと評価されるのはちょっと残念だなと、それが先ほどの問の一文の文章に対して〇とつけたら100%という評価というのは気持ちとしていかなものかなと思っています。学校はよく頑張っているということでぜひ皆さんに分かってもらいたいと思って発言させていただきました。

(義務教育課長)

ありがとうございました。今、お話があったように県内の小中学校の先生方がふるさと教育というものを意識しながら十分に取り組んでくださっているなと感じておりますし、また、この100%という目標のところにつきましても、意識調査でアンケートを行いますので、これが100%になるというのはなかなか難しいところであるのかなとは感じております。ただ、学習指導要領で子どもたちへ育成を目指すべき資質、能力にもなっておりますので、目標としては100%を掲げながら、限りなくそこに近づけていきたいと考えております。ただ、問いの内容と中身とが乖離しているという部分のご指摘をいただきましたので、問いに関しては1回定めたものを変えるのは難しいと思いますが、補足できる方法や調査の仕方等については検討を加えていきたいと思っております。

(会長)

はい、ありがとうございます。学習の実態と調査項目をなるべく子どもたちが理解できるようにしてほしいということですね。他に何かないでしょうか。

なければ私の方から1点。このふるさと教育は最終的にはSDGsとかにつながっていくものになることを考えれば、子ども・学習者の変容、どこまで実践できるかの行動変容まで求めているものが目標です。そうすると、先ほどの猶興館高校の例で見ますと、高校生の時点で最終的に郷土を学んで、もっと知りたい、だから地元の大学に進学したい、だからこういった内容の勉強を進めたい、あるいは地元の会社に就職したいといったようなところが数値の目標として指標として掲げられないといけないんじゃないかと思っております。ただ気持ちがこうになりましたでは足りないと思いますが、いかがでしょうか。

(高校教育課長)

確かに意識だけではなくて、それが実際どう行動に結びついていくかというのは非常に大事な視点なんだろうと思っています。どちらかと言うと、今は意識変容というところに重きを置いていますので、実際は会長がおっしゃられたとおり、県外で学んできて県内や地元で生かしたいといったように、いかに行動に結びつけていくかというのが非常に大事な視点だと思っていますので、今後、また学校とも協力しながら、いかに行動を変えていくかということもふ

るさと教育の意義であり、1つの目的であるということを伝えていきたいと思っております。

(会長)

はい、他いかがでしょうか。

(委員)

私は茂木を含めた東長崎の地域に住んでいるわけですが、ふるさと教育の在り方の具体的なことは分かりませんが、例えば矢上くんちをやるにしても、そこで生まれ育った地元の人と新しく転居して入ってこられた方々との考え方に非常に大きな差があると感じています。だから人集めということに非常に苦労されているわけです。昔の文化を継承しようとする時に関心を持った方、持たない方の差がものすごくあるんです。だから、学校の指導の中で先生方がやってらっしゃる、あるいは、PTAとか育英会とか色々な組織の中で一緒になってやっている状況というものが、地域全体を動かしていこうと考えるならば、地域にどれだけ広報活動がなされているかというのが大事じゃないかなと思います。結局役を担った方々が会議の中で、広報活動が不十分な場合に、結果があまり良くない状態で批判的なものが出てしまうというところに私は非常に疑問を抱いているんです。だから学校教育の中で、文化を継承していこうとする時に、やはり地域が前向きになっていただかないといけないと思います。色々な考え方を持った人達の考え方の違いが、総合的に学校教育の壁になっている気がする場合もあるんですね。だから私事に関しての囲いと言いますが、協力していく人達はいいが、ここを何とかしないといけないと思います。

(会長)

方法的なところと、地域連携みたいなところで、学校関係の委員の皆さんは苦労されていると思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

先ほどご説明があったキャリア教育の実践事業を行っている野母崎の方にも以前いたのですが、野母崎は非常にふるさと教育に頑張っていて、やはり人口減少というのが長崎市中心部よりはるかに進んでいるところで、なんとかしたいという大人の思いも一致していたところでした。商工会にも入っていただいて、ふるさとのお祭りでお店を出すようなことも含めて行いました。ふるさと教育には産業界もぜひ絡んでいただきたいなと思っているところで、やはり子どもたちや保護者の中でも、じゃあ仕事があるのかということも切実とした問題で、ふるさと教育を進めていくゴールとして、そこに愛する気持ちがあっても仕事がないからなという部分でそういったことは大きいなと実感したところです。そういったことも含めて、地域の思いが一つになればなというのは感じたところで、広報という点では多くの方を取り込むというのは非常に大事なことじゃないかなと思っています。

(会長)

このふるさと教育を進めていく上でキーになるというものがあると思いますが、そういったものを積極的に指標に取り入れるなどの取組が必要じゃないかなと思いますが、いかがでしょ

うか。

（義務教育課長）

委員がお話になった野母崎の取組ですが、長崎県の小中学校におけるふるさと教育の最初のスタートを切っていただいた学校でございました。私も何度もうかがわせていただきましたが、その中でキーになっていたのが、野母崎では商工会の皆様だったかと思います。この商工会の方々が生徒のために何でもお膳立てをしないんだと、自分たちは厳しい部分を体験させながら、子どもたちを育てていくんだというお話をされていたのを大変印象に残っております。今までは、どちらかと言えば地域のお祭りであれば子どもたちはお祭りに参加するお客様でした。ところが、今進めているふるさと教育は企画者・主体者となって地域に関わろうとしております。学校教育にできることはそんなに大きなことはできませんが、もしかしたら保護者の方々の意識にも影響を与えていくことはできるのではないかなと思っています。

参考までに本県の子どもの状況といたしまして、全国と比較すると、地域の行事に参加する小中学生の割合は大変高いものとなっております。また、特にふるさと教育を進めていく中で、中学校の子どもたちを対象にした「地域や社会を良くするために何をすべきか考えることがありますか。」という問いに対しては、全国と比較すると、約7ポイント近く高い傾向にあります。これは今後の本県教育の大きな力になっていくのではないかと考えているところです。

（委員）

時津町ですけれども、時津町は人口減少も微弱というところで、ほぼ横ばいという中、現在も日並の方にどんどん住宅ができていく状況でございまして、やはり時津北小学校では、3分の1がいわゆる新興団地の児童で、3分の2が元々のあった住宅街の児童ということで、やはり、新しく来られた方というのは思いが強いんですね。非常に説得にかかりますし、反対をする人や忙しいのに何のためにといった意見などがあるんですが、PTAや自治会など地域の方がお便りを出しながら、学校が今こういうことをやっているということを広報しながら、地域で育てていかなければという思いを多くの方が書いて下さることで、反対される人もちょっと参加してみようかなと、なのでどの学校でもまだ協力はしてくれている方だと思います。根っこには時津の町の子は時津で育てていかないといけないという思いがすごく強いような気がします。

それと、たった6校しかないんですが、6校の中でも地域力の差が学校によってはあります。また、公民館など社会教育の方では時津町全体の人材バンクという形をもう1回見直していきこうと、それぞれ支援ボランティアの人などを整理しながら、どの校区かというのも振り分けて、学校のニーズがある時には人材バンクを参考にしながら、公民館を媒体として協力を求めていく、どの学校も地域の方が同じようなレベルで協力・参加しながら、子どもたちと地域と先生方が一体となって教育を進めていくという方向で今取り組んでいるところです。

（会長）

ありがとうございます。そういった地域総がかりで、その体制をいかに学校が作り上げていくかということろは指標の中には表れにくいところかと思いますが、ぜひそういった視点を入れながら、このふるさと教育は長崎県の教育施策の1丁目1番地かと思いますので、これが充

実されて本物になっていくようにしていただければと思います。色々な意見が出ましたが、1つは指標を実態と合わせるとということが1つのポイントかなと思いますのでよろしく願います。

次に5、6ページ目にはグローバル化への対応と子どもたちの体験活動の推進についてということで、6ページ目の指標は「中学校卒業時に英検3級程度以上の英語力を持つ生徒の割合」ということですが、ご意見等いかがでしょうか。

なければ私から1点。英語については小学校で英語が入ってきて、高校では4技能について定着させないといけないという流れがある中で、中学校の先生はその間を繋げていかないといけない役割があると思います。そういった面で考えた時に、この目標を達成させるために中学校の先生への支援や研修についてはどういう状況でしょうか。

(義務教育課長)

英検3級程度という指標ですが、中学校の先生方に指導力を高めていただきたいということで取り組んでおります。特に新しい学習指導要領が今年度から全面実施となっており、今年度と来年度に今までになかった形でICTを活用した英語教員の指導力向上に取り組んでいるところでございます。4月当初にこんな授業をやっていきましょうと、県庁と全ての中学校をオンラインで繋ぎまして、英語科の先生方にこれからの英語教育、授業の在り方、もっと実際に英語を使っていけるような授業に転換をしていましょうという提案をさせていただきました。その後、夏季休業中から現在も県内の各地で研修を行っているところですが、英語科の先生方が全員、自分の授業を動画に撮って、その動画を持ち寄りながら、授業を変えていくための議論を進めているところです。これまでの教員の研修といいますとどちらかと言えば、高い指導力を持った先生が実際の授業を見せて、それについて意見を出して議論するというものがあつたのですが、英語の先生方1人1人が課題意識を持ちながら授業力を高めていくことができる研修に2年間取り組むこととしております。

(会長)

ありがとうございます。そういった取組をすることで、改善を図っていこうということですね。他に何かございますか。

(委員)

質問なんですが、グローバル化に対応した教育の推進ということなんですが、実際の英語教員の方で英会話ができる先生はどれくらいいらっしゃるんですか。私のイメージだと、私が中学校の時、単語と文法ばかりで、それが英語の会話力になっているのかということ、ちょっと疑問なんです。そうした中で、英語科の先生方でしっかりと英会話ができる先生がどれくらいいるのか、いかがでしょうか。

(義務教育課長)

教員によってレベルの差はあると感じております。当然、TOEICや英検などの資格に関してもそれぞれ違いはございます。ただ、私共が子どもの頃の授業というのは、例えば英文を読んで、訳して、単語の意味を調べてといったような学習だったかと思いますが、今は基本的

には即興性のある会話を取り入れながら行っており、また、テストに関しましても以前は日本語で問われたものを英語で書いたり、英語で問われたものを日本語で答えたりでありましたが、今はそうではなく、英語で問われたものを英語で答えるといったやりとりをするなど、根本的に授業の作り方が変わっております。なかなかそういった変化に対応できない教員もいると思いますので、そういう方をサポートしながら、長崎県の英語科教員のみinnで英語教育の質を変えていきたいと取り組んでいるところでございます。

（会長）

現在、教員採用試験でも英語については、英語を話せる方というのを採用しようという方向ですよね。そういったところで改善は図っているということでご理解ください。

他いかがでしょうか。

（委員）

英語教育について、今話があったように私たちは文法から入ってということがありましたが、コミュニケーションをしっかりとれる形ということからのスタートだと思います。それと英語を最初に学ぶことになる小学校に入ってきたときに嫌にならないこと、もっと身近なところで例えば、北欧の人達は多くの方が英語を話せるというのはアメリカの映画などを見る際にそのまま字幕が入った形で声優さんがアフレコをしないんですね。それも小学校とか小さい時からアニメとかを英語で直接見ているから、英語にすんなり入っていける理由の1つになるのかなと思います。メディアの在り方や海外の映画等を翻訳するのかどうかというところもあります、そのように接しておかないと学校教育に入ってから困るのではないかなと思っています。

それと英語の会話というのは失敗していいんですね。それを評価という形になるとどうしても失敗したくなくなるので、きれいな文法で話さないといけないと思ってしまう。これは日頃の評価の在り方というものも関係してくるかと思いますが、特に英語教育に関してはそれをしっかりと見直していかないと身につけていかないとと思うので、今後は評価の在り方とかを考えていただければと思っています。

（義務教育課長）

委員からお話がありましたように、確かに評価の在り方というものを変えていこうとしております。例えば、今まではこれが出来ていなかったら減点としていたのですが、英語の文章を書いたら3観点ほどを見ながら出来ているものにはプラスの視点で評価し、子どもたちを励ましていくという取組を始めているところです。また、小学3年生からの英語学習が始まっております。それは子どもたちが全て分かっていようがいまいが話を続けて、終わってから子どもたちに今の話の中から分かったことはあるか聞くと、1人1人手を挙げながらどうもバスケットと言っていたよね、どうもコーチのことを言っていたよねという風に意識をしながら英語に触れていく新たな取組も始まっているところです。ぜひ様々な研修を実施しながら、先生方の取組を支えていきたいと考えております。

(会長)

長崎は地方でも国際的な地域ですから、地域の方も巻き込みながらこの英語教育あるいはグローバル化への対応というものが進められるといいなと思っております。

9ページ目以降情報教育の推進に関する項目がありますが、これについてはいかがでしょうか。GIGAスクールということで1人1台端末については、コロナ禍で当初は令和5年度までに整備するという国の方針が約1年間で整備することに昨年度決まり動きました。この会議にはそれを受け入れた学校関係者の方、苦労された教育委員会の方、実際にそれを見ている保護者等の方などがおられると思いますがいかがですか。

(委員)

先日、新聞報道でも出ていたことですが、パスワードの在り方というのは今どのようになっているのですか。

(ICT教育推進室長)

パスワードの在り方ということですが、県立高校におきましては、生徒に1つアカウントを配付しておりまして、パスワードについては全員異なるものを使用しているところです。小中学校につきましても、当初は推測可能なものもあったということですが、今はそのようなことがないように各市町教育委員会に周知しております。

(委員)

そのパスワード自体は各学校の方でも確認しているということですか。

(ICT教育推進室長)

高校を例にとって申しますと、パスワードは全員違うもので、県教育委員会で指定したパスワードを使っておりまして、生徒は基本的にはそれを変えない状況で使用しているという状況です。学校は把握しているということになります。

(会長)

他にございますか。

(委員)

これに関しては語りたいことが山ほどあるので長くないようにと思っておりますが、1年生から入れたので今、委員からあったパスワードに関しては、本校では保護者と一緒に考えてもらいました。3文字以上で大文字・小文字のどちらかを入れる、数字を入れるといった風に、小学1年生でアルファベットを使って数字を入れたパスワードを考えるのは大変なことでしたが、私の学校ではそうしました。これは大人の方がついていけないと思うんですが、本県本市で導入しているのは一般的なパソコンではありません。Chromebookというクラウドを利用するタイプのタブレットになっています。ですので、CD-ROMを入れて何かソフトを使いましょうということは全くできないことになります。先般も新しいソフトを開発したので学校で使ってもらえませんかと業者の方が来ましたが、すいません、CD-ROMは今入らないんですよと言ったら

驚いて帰っていったってことがありましたが、最先端の方々もそういう状況なんですね。このICTの活用については、私は目的が2点あって、大きくは学力向上のためにこの道具をどう活かしていくのかということで、子どもたちは、本当に私たち以上に使えますから、授業の中でJamboardというものを使いながらやっているのですが、討論をする時になかなか話しができない児童たちがこの中で会話をしながらチャット機能を使って授業をやっていく、その中でこれまでになかなか授業中に姿を見せなかった子たちが出てきたということもあって、非常に効果があるなと思っています。活用の仕方によっては非常に効果が上がるなということと課題の提出もタブレットを介してやってもらうということで先生方の効率化も図れるということ、また、ソフトとしてはAIDRILLというものがすごく優れていまして、子どもたちの回答状況や間違い状況に応じて適切な問題を出してくれるということで、活用によっては本当に子どもたちの学力が劇的に上がるんじゃないかという思いを持っているところです。もう一つの目的はこのコロナ禍で遠隔の授業が可能になったということで自宅でもこのタブレットを活用することによって学習保障ができたということ、これも劇的な効果であると思っています。ただ、1つ弱点がSNSとしての利用もできるものですから、先般あったいじめ問題につながるようなことがないのかという負の部分はどう解消していくのかということと同時に考えていかないと学校は非常にドキドキしながら持ち帰りをさせているという状況です。

(会長)

ありがとうございました。光と影ですね。そのあたりについて、県教育委員会の考えや実態についてはどうでしょうか。

(義務教育課長)

ありがとうございます。光の部分についてはどんどん進めていきたいと思っています。ただし、その影の部分についてどう対応していくのか、今までよりもいい状況にあると思うのは、今までは子ども達が家庭で持っているスマートフォンなどの使用に対する指導を学校ではしないといけないという状況でした。子ども達はデジタルを使っているのに学校では紙で指導をしていくということで具体場面との直結というものが難しかったところがありました。今からは実際に、市町の教育委員会や学校が管理のできる端末を子ども達が持ちながら、具体的に子ども達の情報モラルを育てていくという取組をこのGIGAスクール構想の実現とともに進めていく必要があると考えております。

(会長)

はい、ありがとうございます。他にございませんか。

(委員)

さきほど委員からありましたけれども、新たなソフトの開発がどんどん進んでいき、それを業者さんが各学校に持ってこられたり、もしくは校長先生や先生方が勉強していく中でこのソフトをぜひとも使いたいというようになってくるのではないかと想定されるのですが、その時にそのソフトを使っているかどうかの権限をどこに置くかというのが問題になるのではないかなと思うんですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

(ICT教育推進室長)

高校の場合ですと、色々な学科があったり、各学校様々な特色がありますので、基本的には校長の意向というものが大きいのかなと思います。学校としての意向を踏まえて、保護者にも意見を聞きながら導入を進めていくという形になるかと思いますが、当然費用がかかるものですので、そのあたりは慎重にやっていく必要があるかと思っています。

(会長)

市町によってそれぞれお考えがあったり色々あると思いますが、そのあたりは一定のルールの下でなされると思います。

(委員)

目の前の子ども達の状況が一番分かっているのは学校の先生方なので、校長先生にある程度の権限をしっかりとお渡しするという事も考えていかないといけないと思っています。

(委員)

本町の場合は、コアミーティングを行う各6校の情報分野に長けた先生方を中心としたプロジェクトチームを作っています。そしてその上に校長会があり、町の教育委員会があり、ソフトを入れたいという時には、コアミーティングをなさる先生方の方で話し合いをします。そしてその意見を校長会に挙げ、校長会でもまた検討して教育委員会に相談するという形で、それを良しとした時は教育委員会が費用を出すという形をとっております。

(委員)

英語教育、ICT教育など子ども達の成長には先生方のやる気が重要かと思うのですが、現場の先生方でも年齢が上の先生方や若い先生方とではサポートの仕方なども変わってくると思います。もちろん研修会などは行っていると承知しているのですが、そういったところで現場の先生方へのサポートという点ではいかがでしょうか。

(ICT教育推進室長)

当然パソコンなどICTに長けた先生とそうではない先生がいらっしゃると感じております。教員研修はもちろんですけれども、例えば、現在活用マニュアルを県の教育委員会で作りまして、先生方がいつでも必要な時にそれを見て、この機能を使うためには何をすればいいかというのを確認できるようにしたいと考えています。また、サポート窓口を9月から設置をしております、学校の先生方がいつでもメールや電話でパソコンの活用法について相談できますので、そういった形で先生方のサポートをしているという状況です。

(委員)

実際にもう相談とかもあっているのでしょうか。

(ICT教育推進室長)

始まったばかりですが、相談はどんどん増えている状況で、例えば課題を配付する機能はど

のように使えばいいのか、こういうところでうまくいかないのだけれども解消するにはどうしたらいいかなど具体的な質問があっているという状況です。

(委員)

今言われたこともそうですが、現場ではICT支援員の存在が非常に助かっています。ゼロの状態から苦手な先生のそばですぐ指導してくださり、4校に1人の基準かと思いますが、時津町には6校で2人いらっしゃるのですが、現場の先生はそれでも足りなくて1校に1人必要だと切実な願いが出ているのですが、予算の関係で本町では検討中というところでは。

(委員)

総合的な話になるのですが、ICTでパスワードの管理をどうしているか、先生方がアプリを使いたい時にどうしたらいいのかということですが、必ずアプリは脆弱性が必ず出てくると思います。Windows10でも脆弱性が必ず出てきます。そうした時に高校3年生は18歳になるとじきに成人扱いになってくるんですね。彼ら自身で契約ができるようになり、そうした時に脆弱性がつかれて、そこで情報が流出して、それが詐欺グループに利用されて、それから契約がされて解除もできない、そういう最悪なパターンも考えないといけないと私は思っています。そうした時にそのアプリを入れる権限について、校長先生の意見を尊重してと話がありましたが、最終的には教育委員会だと私は思っているんですね。突っ込まれた時にそこをどうするか、その仕組みをしっかりと作っておくということは、これからICTを進める上で重要な課題だと私は思っています。

それと、私はパソコンを子ども達に渡すと聞いた時に地元の教育委員会から先生方の働き方改革にもなるんですとアドバイスを頂きました。そのあたりで子ども達にパソコンを貸与することによって、今はまだかもしれませんが、今後先生方の働き方改革として先生方の課題が解決できるのかも含めてお聞きしたいのですが。

(ICT教育推進室長)

アプリのインストールにつきましては、生徒が自由に入れられるようにする、または必要な時に入れられるようにする、あるいは入れられないということを各学校で決められる形になっています。各学校の状況に合わせて、学校の方で決めている状況ですが、当然、私共も学校の相談に乗りながら行っておりますし、また、何か起こった場合にはパソコンの操作履歴がログという形で記録として残っておりますので、そういうものも使いながら、また、フィルタリングソフトなども入れてはおりますので、そういったところで生徒が安全にパソコンを使えるように環境を整えていきたいと思っております。

それから働き方改革についてですが、今は導入したばかりで、もしかしたら先生方の負担というのは増えている部分もあるのではないかなと思っておりますが、活用に慣れてくれば、例えば、プリントを配る時に印刷とかをする必要がなく、そのままデータで配るとか、宿題を回収する時もそのままパソコンで提出ができたりするといったところで効率化も図れると思えますし、保護者とのやり取りもパソコン上で可能となってくる部分もあるかと思っておりますので、そのあたりで効率化、業務の削減というところに繋がってくると考えております。

(義務教育課長)

補足ですが、どのようなアプリを入れるかということについては、高校と違い、小中学校は学校によって教育課程が異なるということではなく基本的に同じですので、市町教育委員会がその仕様等について定めるということになっております。

(会長)

ICTについては、1つのツールですよね。それをいかに活用するかということで長崎の場合は離島も含め学校が点在しているということを考えれば、幼・小・中・高・大が連携して、今までは人が動かないと学びが出来なかったものが、これを活用すればできるだとか、これから色々と展開が考えられますし、その中で学習効果や履歴を今までは紙媒体でしか管理できなかったものがパソコンで管理が出来て、場合によっては転校等についても、ICTにより市町の間でやり取りができるといったこと、あるいは、不登校の児童生徒に対しても学習支援ができるだとか、色々と活用として考えられることはあるわけなので、そのいい点を伸ばしていき、そういう取組を進める中でそれが働き方改革の方にも繋がっていくだろうと思っています。ただ、先生方にはICTが得意な方もおられれば、不得意な方もおられるというところでの支援をいかに手厚くするか、負担感に寄り添えるかというところは大事なかなと思いますので、引き続き取り組んでいただければと思います。

時間もだいぶ過ぎましたが、11ページから13ページが基本的方向の3「人生をよりよく生きるための豊かな心と健やかな体を育みます」の項目で、道徳教育の推進、人権教育の推進、食育の推進と学校給食の充実となっておりますが、これについてはいかがでしょうか。

(委員)

直接これに関わるかは分からないんですが、校則の見直しについての進捗状況についてはどのようになっているのでしょうか。

(児童生徒支援課長)

校則については、本県でも色々なところで話題にもなっており、課題にもなっているところですが、現在、校則の見直し状況につきましては、県立高校66校のうち実施・実施予定を含めた学校数が53校で8割以上、公立中学校については、170校中95%以上は校則の見直しを行っているという状況です。

(委員)

校則の見直しについて、ブラック校則であるとか話が出ているのですが、子ども達をどうやって学校の運営の中に入れていこうかというところで、そのような話の中でまずは校則を見直していこうとなったと思います。ご存じだと思いますが、東京の桜丘中学校の校長先生が学校に行かれて、本当にこの校則がいるのかなと教師ではなく子ども達と一緒に話して行って、これいるのと色々と話をしていく中で、最終的には全部いらんんじゃないのかなとなって、だからといって何でもやっていいというわけではないということは、生徒が良く分かっている話で、見直しの仕方っていてもピンポイントではなく、子ども達がいかに主体者となって学校の中で生きていけるかという視点があるんじゃないのかと思っています。見直し1つにしても

ただ見直しするのではなく、中学生は子どもなのか大人なのか、どういう存在なのかということと教師や大人達がしっかりと考えて、何でもできるけど未成年なので大人が責任を取れる範疇で色々なものを考えて自ら色々なことに挑戦していけるような、そういう風な教育の在り方を今後考えていかないといけないのではないかと思えますし、これは人権にも関わるものかと思えますが、そういう視点で子ども達の味方であるということを発信していただければと思います。

（児童生徒支援課長）

児童生徒の生活の場である学校は、特に中学生・高校生にとって、心身の発達段階の大切な時期にあることから一定の決まりというのは必要であると考えております。しかしながら、その校則自体の見直しについては、児童生徒の実情や社会の変化であるとか、地域の実態や人権への配慮、こういったことを各学校で十分に検討がなされて、子ども達の意見や保護者の考え方などを取り入れて、必要に応じて積極的に見直していくということを、今通知の中でも呼び掛けておりますし、県下全域に浸透させている状況であります。

（会長）

SDGsでも子どもの人権について重要視されていますし、そういう流れの中で教育の1つの柱というところで、どういう風にやっていくかと、子ども自身に決められることもあれば、やはり理解をしてもらいながら、柱をはめていくということも少なからず必要だろうということではないかと思えます。

では次、14ページには4「子どもの学びを支える魅力ある学校づくりを推進します」の項目で超過勤務についてございますが、これについてはいかがでしょうか。中学校の部活動というところで、指導員などがありますが、なかなか難しいところで、実際市町でも予算化が進まずに導入できていないところもあるかと思えますが、いかがでしょうか。

（委員）

通称、婦人会と言いますけれども、社会教育団体の中の1つで平均年齢がたぶん65歳ぐらいの団体です。生涯学習課に大変お世話になっているんですけども、学校の先生で生涯学習課にしばらく籍をおいて生涯学習全般について学ばれた方が現場の学校に戻られてということがありますが、こちらで学ばれたことが私たちの団体にとってその方がすごく身近な存在になるんですね。学校に戻られた際に地域のことを私たちと一緒にやりましょうという方が出て来られます。実は明後日、小学校の家庭科の授業に婦人会の者が調理実習とかお裁縫などに入っているようになっています。私たちにとっては、応援にきてくださいと言われるのがすごく嬉しいんですね。子ども達とお話ができる、色々なことを教えられるということが、すごく楽しくてやりがいがありますし、そういう面で生涯学習課で学ばれる方をたくさん増やしていただいて、また現場に戻られる先生をたくさんお待ちしております。

（会長）

要は子ども達の学びを支えるのに、もう学校だけでやるのは限界にきているだろうと、地域の色々な方々、部活動で言えばスポーツのサークルであるとか、あるいは大学のサークルでも

構わないと思うんですが、実際、福岡教育大学とか福岡大学などは、福岡市の部活動に支援員のような形で確か入っていたと思いますが、そういったシステムをいかに作っていくか、また教育委員会の中で地域と学校の間を繋いでいけるような人をどう育成していくかということだと思いますが、いかがでしょうか。

（義務教育課長）

働き方改革の流れの中でお話をいただいたところです。実際、学校の教職員は大変忙しい中で業務を進めております。一方、保護者の方々も以前と比べると共働きでなかなか学校への協力も難しいという状態も生まれてきております。そういった中で、地域の方々のお力をお借りすることは学校教育・社会教育を進めていくうえで大変重要なポイントだろうと思っております。冒頭、ふるさと教育の中でコミュニティ・スクールを進めたいというお話をさせていただいたところです。これは地域の方々にも学校教育に参画していただきながら、一緒に子ども達を育てていきたいということで進めているものでございまして、今新しい教育が進んでいるところです。この教育の方向性は社会に開かれた教育課程をつくっていくということで、学校も教職員も外に向けて目を広げているところでございます。ただ、昨年度からコロナ感染症拡大の関係で想定はしていたが、なかなかそれができなかったという報告を多く受けております。今後も出来る形で学校に力を貸していただければと思っております。

（委員）

P T Aからのお願いというか要望ではないんですが、実情をご紹介したいと思っているんですが、中学校におけるクラブ活動は学校教育の一環で、外部指導員の方はいらっしゃるのですが、事例の1つとしてクラブ活動中にいじめがありまして、いじめた子はどうなったかということ、レギュラーになったんです。外部指導員が全てを決めるというか権限があったんだと思うんですが、そうなったときにいじめた本人がレギュラーで試合に出ました、いじめられた子は気が弱い子だったんでしょうね、だからといって良しとするわけではありませんが、いじめられた子はレギュラーではないので試合に出られない、そこで保護者の不満がものすごく出て、どうなっているのかということで私も中に入れていただいたんですが、外部指導員は先生方の働き方改革ですごく重要な役になるので、それをなくしてくださいとは言いませんが、ただ、外部指導員の方を入れるのであれば、しっかりとした教育の場を設けてください。それと教育長か学校長の委嘱状を出してください。そうしないと、外部指導員にはなれませんかという体制を整えていただかないと、学校教育の場でありながら、勝利至上主義に走ってしまう、どうしても民間の方ですから、そういったことがありましたので、ぜひ頭に入れていただきたいと思いますという気持ちです。それと、言い方は失礼なのかもしれませんが、私たち保護者は学校の先生は教えるプロだと思っています。そうした中で委員から話があったように郷土料理を作ろうとなった時にそれを先生達がしっかりと教えられるかということどうも疑問なんですね。やっぱり地域の方に来ていただいて先生方と打ち合わせをして、子どもの発達段階に応じてどう子ども達に教えていくかということは先生方がプロですから、その2人3脚が必要じゃないかと思っていますのでそのあたりをお願いしたいと思っています。

(体育保健課長)

部活動の外部指導者の件ですが、当然外部指導者の方も学校の教育活動への理解を十分図っていただく必要があると思っております。事前に校長との擦り合わせというのは大事になってくると思っておりますし、部活動においては、教員の働き方改革を含めたところで外部指導者との連携が非常に重要になってくると思っておりますので、我々も外部指導者を直接管轄しているわけではありませんが、外部指導者に対する研修会などは実施しておりますので、そういう場面で改めてこういう意見もあったということも紹介しながら徹底していきたいと思っております。

(義務教育課長)

教員の指導ということでお話をいただきました。郷土料理のことを教員が指導できるかというとなかなか難しいのかなというところもございます。そうなった時に教員にとっての力というのは、地域の方々においでいただいて、そこをコーディネートする力、それを子ども達の学習に繋げていく力が必要になってくるのではないかなと思っております。どんどん地域の方の力をお借りする方向で進めていきたいと考えております。

(委員)

14ページの指標「超過勤務が月80時間を超える教職員の割合(小・中学校)」なんですが、超過勤務が月80時間を超えるということは、いわば1.5倍の仕事をなさっているということなんですが、これが40時間超となるとどれぐらいのパーセンテージになるんですか。

(義務教育課長)

令和2年度ですが、45時間超というところで、小中学校では、28%という状況でございます。

(委員)

学校規模が昔に比べると小さくなって、各学校の先生方の数も減ってきていると思えますし、それに伴って校務に対する時間が必要になってきていると思えます。先生方の負担感というのは私が近くの学校を見たり、校長先生との話からもすごく大変だということを感じているのが実情ですが、その中でそれだけの仕事があるということであれば、サポートする人を入れていく形を考えていかないといけないのかなと思えます。市町でやるということもあるとは思いますが、そうすると各市町によって差が出てくるということもありますので、予算等の関係もあるかと思えますが、ぜひとも人的な支援のところは1人でも多くの先生方を各学校の方に配置して、できるだけ超過勤務がない形を取ればと思います。それと、ここにも書いてありますが、見ていて一番かわいそうなのが教頭先生、副校長先生です。朝一番に来て、一番最後までいらっしゃる、毎日本当に頑張ってお仕事をなさっていて、ずっと続く話ではないと思いますが、その改善についても、副校長や教頭先生を2名体制にするなどして、朝と夕方を入れ替えながらできたりとか、校務の分掌も色々な形でできるのではないかと思いますので、様々な検討がいるかと思えますけれども、ぜひとも教員の配置を増やしていく方向で考えていただければと思います。

(義務教育課長)

これまで、まずは80時間超えを0にするという目標で進めてまいりました。一定、80時間超えが減っている状態で、次は45時間超えをどうしていくかということが課題となっています。そういった中で学校に様々な人を入れていくということで、先ほどICT支援員のお話がありましたが、その他にも様々な事務仕事などを代わりに行うスクール・サポート・スタッフなどの配置に関してましては、小中学校においては学校の設置者である市町の教育委員会が実施をするという形になっております。私共といたしましては、21の市町教育委員会の方々と一緒になりながら、今後こういったことができるのか、この取組の進捗状況はどうなっているのかということを経験交換しながら、先生方の働き方の支援ができるような形で現在進めているところでございます。

(委員)

やはり先生になろうとされる方というのは、夢を持って勉強をされてこられると思いますが、その仕事が大変となると続かないということもありますし、それを目標とする方が減ってくると思います。いい人材が本当に教員になろうとするのかという話になってくると思いますので、そのためにも各学校の人員配置を増やすような形を考えて、人事権を県が持たれていますので、少しでも各学校の先生方の負担が軽くなっていくような方向性で考えていただければと思います。

(委員)

さきほど教頭先生の残業が多いというのはPTAでも十分理解をしております、先日各学校の教頭先生や先生方にPTA業務についての調査を行っております。調査結果については、生涯学習課にお渡ししていますのでご活用いただければと思います。それと先ほどのスクール・サポート・スタッフの話も出ましたが、PTAについても学校の先生に任せないでPTAのことはPTAでしましよと、事務員さんを雇用できるところは雇用してくださいということをお願いしておりますので、もしよろしかったらスクール・サポート・スタッフと兼任ができるのかなというような考えも出てきましたので、その際にご相談いただければと思っております。

(会長)

はい、ありがとうございます。そういう提案も含めて今後ご検討をいただければと思います。

それでは、15ページ目、基本的方向5の「学校・家庭・地域が連携・協働し、総がかりで子育て等の課題に取り組む活力ある地域づくりを推進します」の項目については、連携協働に関する内容ですが、何かございますでしょうか。今までにかなり関連する内容が出ましたので、先ほどから出た意見を参考としてもらえればと思います。

16、17ページ目が生涯学習に関する内容です。これについてはいかがでしょうか。今までの項目では子ども達の学びが中心でしたが、ある意味でそれを支える大人の学びということについてです。あるいは地域社会での教育というところでいかがでしょうか。

(委員)

この残りのところに入っていないませんが、教育全般のこととお聞きしたいのが、医療的ケアのお子さんに対しての法律ができました。学校に入学できるということは保障されたと思うんですが、通学支援というのはこういった形でやられているのでしょうか。

(特別支援教育課長)

通学支援につきましては、特別支援学校に関して申し上げますが、スクールバスに看護師を乗せるということは現在できない状況でございますので、基本的には保護者の方、もしくはそれに代わる方に送迎をお願いしているという状況でございます。

(委員)

スクールバスに看護師を乗せられないというのは何かしらの問題があるということですか。

(特別支援教育課長)

まず、安全面の確保でございます。スクールバスは大型バスもしくはそれに代わるもので運行しておりますので、医療的ケアというのは車を停めた状態で行わないといけませんので、停める場所がないということが1点でございます。それと医療的ケアが必要な子どもが複数乗っていた場合、一人の看護師で複数の子どもに対応するということが難しい状況ですので、そうすると、医療的ケアが必要な子ども1人に対して、1人の看護師を乗せないといけないということになりますので非常に厳しい状況であるということでございます。

(委員)

非常に厳しい状況ということは分かるんですが、実際に私の保育園を卒園した子が通われているので、そこでの話をお聞きしたところなんですが、医療的ケアのお子さんを持たれている保護者の方というのは24時間体制で頑張らっしゃるんですね。その中で朝の登校と夕方の下校での車の運転だけでもすごく心配をなさっております。24時間体制ですので、少なくともそのところをどうにかできないかということを考えていただければ安心して登下校できると思います。保護者の方の体調が悪い場合にはどうしても学校を休まざるを得ない状況になって、学校は受け入れることはできるけれども、そこには行けない状況となってしまいます。ですので先ほど言われました、看護師を乗せて1対1の関係で、大きなバスを使ってということですが、私が聞いているのは大型バスに5人ほどしか乗っていないと聞いています。やり方を考えないといけないんじゃないでしょうか。どうしたら通学がスムーズにできるか、今のやり方で看護師が乗せられないのであれば、どういう風なやり方だったら乗せられるのか、看護師を増やすことは難しいのか、そういうことをしっかりと考えて頑張っていらっしゃる医療的ケアのお子さん方を持たれている保護者の方をしっかりとサポートしていきながら、子ども達の学びの機会を奪わないような状況をとればと思います。

(会長)

切実な思いですよ。そういったものをしっかりと受け止めていただいて、関連部局と調整が必要なものもたくさんあるかと思っておりますので、また今後検討していただければと思います。

何かありますか。

（特別支援教育課長）

医療的ケア児支援法の理念としまして、居住する地域にかかわらず等しく適切な支援が受けられるようにするというのがございます。これは大前提であると考えております。この法によりますと、国は必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないとなっており、国の動きというものがまだはっきりと出ていない状況でございますので、国の動きも注視しつつ、関係部局とも連携しながら行っていきたいと考えているところでございます。

（会長）

ぜひ、よろしく願いいたします。

それでは、18、19ページの基本的方向7の「人生や地域に潤いと賑わいをもたらす文化・スポーツ活動を推進します」の項目について、県民の文化芸術活動の推進、あるいは生涯スポーツの推進の部分ですが、いかがでしょうか。

（委員）

コロナ禍でしたので文化、スポーツの方も指標の達成状況としては厳しいものであったと思うんですが、コロナ禍で新たにこういったことができたとか、まだまだコロナ禍が続く見込みである中、今後に繋がるような新たな取組などがあれば教えていただければと思います。

（文化振興課総括課長補佐）

昨年度、コロナ禍で若い方々の発表の場や芸術活動の機会の減少ということがありましたので、私共としてはオンライン文化祭という形でSNSなどを活用しまして、音楽・アート・ダンスの3部門で大学生以下の方々の創作・発表の場を企画いたしました。コロナ禍の中であったため、目標は300件ほどを想定していたのですが、実績として690件、延べ2,517名の若者の方にご参加いただきました。こういったオンラインを活用した文化芸術イベントというものを初めて行いましたので、ウィズコロナの中でも今後、今回得たノウハウ等を活用していきたいと考えています。

（スポーツ振興課長）

スポーツの実施率が低いということで、子どもや若者で分析しますと、2極化しているという状況で、部活動に入っている子とそうでない子がいて、そういった人たちにどういったフォローをしていくかということで私たちが考えていることが総合型地域スポーツクラブに参加していただくような機会を作っていくこととか、最近、オリンピック・パラリンピックで特にアーバンスポーツ、ニュースポーツが注目されたので、ここに参加するような競技者層を増やしていくような取組ができないかということ、それと、リアルスポーツに繋がるようなeスポーツの振興、また、プロの試合に子ども達を招待してそこで見ていただいて自分たちもスポーツに参画してみたいというように促すような取組などを総合的に実施していきたいと考えております。

(委員)

ありがとうございます。このコロナ禍で大会がなかったり、会員数が減って会費も減り、経費とかで大変だと思いますが、大会がまた開かれての会員数の増加も含めてですが、文化スポーツの大会等が開催されることが文化・スポーツの活性化に繋がっていくと思いますし、期待しておりますので、今後も取組をお願いしたいと思います。

(会長)

事業群評価調書の未達成状況調査票についても1ページから3ページまでスポーツについてありますが、コロナ禍で厳しい部分があったというのはこれでも分かると思います。そういう中でもコロナ対応で新しいやり方も見え出したということを含めて新たな事業展開等を考えていただけるということですので、引き続きそれを継続していただければと思います。

県の教育振興基本計画の達成状況につきまして、様々な意見が出ましたので、それをまとめていただければと思います。

続きまして、事業群評価の方ですが、資料5になります。1から3については、スポーツ関連のところ、委員から意見が示されたのでいいかと思います。4ページが人権同和教育、5ページが学校給食の食物アレルギー対策に関することですが、これに関して何かございますか。

(委員)

学校関係で色々と課題が出てきて、この食物アレルギー対策というものも子ども達の命に関わることで、非常に神経を使っているものの1つです。保護者とのやり取りを毎月行い、成分表等を分析しながら、私の学校でも担当の教職員が誰々さんはこれはなしになりますといった感じで話しながら、みんなで確認しながらやっているというのが現状です。世の中が一元化から多様化へという方向性を持っている中、それに伴って画一的に行っていた、1人で多くのことを教えるという日本の教育システムというものが、分割化したものを求められる時代に入ってきて、そのような中でもシステム自体は変わらないという状況の中で教師は非常に疲弊しているところもあります。学び方についても家庭で学んでもいいというのが当たり前になっている時代ですね。昔は学校に来なさいという指導をしていましたが、法律が変わって、今はそれぞれの子どもの居場所で義務教育を確保しましょうということになっています。世の中はそうなっているんだけど、まだまだ理解を得られていないところと、人的な部分を含めて、システム上そこに対応できない学校があるということで、ぜひ今後多様性への対応ということで、特にSDGsの世の中の基本になると思うので、そういったものに対応する学校教育の在り方を考えてほしいなと思いますし、大学もそういったところにぜひ協力してほしいなと思っています。

(体育保健課長)

子ども達の健康的課題についても多様化しております。この食物アレルギーの問題にしても、私たちが持っているデータによると、十数年前2%ちょっとだったものが10年ほど前に3%台になりまして、今は4~5%という割合で、現在増加傾向にあります。どこの学校もガイドラインに則って対応され、苦慮されているということは重々承知しております。我々も誤配食の件数を0にしないといけないところですが、まだまだ取組が十分ではなくこのような結果と

なっています。これまでアレルギー事案やヒヤリハットの事案も共有しながら取り組んできたところですが、まだまだ足りないということで、視点を変えて、例えば食器の色を変えるなどの工夫をされているところもありますので、そういった事例も紹介しながら誤配食の件数を0に近づけていきたいと考えております。それと、子ども達もいずれ大人になるわけですので、子ども達にとっても、自分が何を食べたならアレルギーになるのかといった資質も育てていかなければならないと思っておりますので、両立を図りながら対応していきたいと考えております。

(会長)

はい、ありがとうございます。

6ページ以降多岐に渡っておりますので、この中で意見を言いたい、ここはぜひお聞きしたいというようなことはございますか。ここまで議論になっていないのが、11ページのPTA研修費、12ページのながさきファミリープログラムなどの家庭教育に関するものなどについてがありますが、これ以降の分も含めていかがでしょうか。総じて、コロナ感染症拡大の影響で事業自体が進められなかったという部分もあろうかと思えます。

(委員)

PTAとして各学校のPTAの保護者さんあてにファシリテーターになりませんかというお願いをしております、その中で日本PTAも社会教育士というの制度ができたので、ぜひとも受けてくださいというお誘いがありました。長崎県においての社会教育士としての立ち位置であるとかを教えていただきたいと思っております。

(生涯学習課長)

社会教育士については昨年度からスタートした制度になります。現在も行政等には社会教育主事という者がおりますが、こちらについては発令が必要になります。新しい制度では大学の養成課程を修了したり、あるいは、社会教育主事講習を受講したら、社会教育士を名乗れるようになりました。そして、地域における社会教育の推進に携わって、学校・家庭・地域が協働して進めていくような活動の推進役になっていただき、裾野をどんどん広げていただくというようなことが社会教育士の活動によって可能になっていくのではないかと考えております。

(委員)

今、長崎県には社会教育士の方はいらっしゃるんですか。

(生涯学習課長)

数等はまだ把握していませんが、これからどんどん呼び掛けていきたいと思えますし、講習をもっと受けられるような形も検討していきたいと考えております。

(会長)

社会教育主事を取るためには九州大学や熊本大学で科目を履修しないといけなくなりますので、長崎県で取ろうとすれば、長崎にある大学が他大学と連携、また、県と連携して、講習システムを作っていくといけないうらうと思えます。いずれにしても教育委員会がそういう

方をなかなか置けない現状があって、資格を持っているのに宝の持ち腐れにならないようにと、いうところで社会教育士を名乗れるようなシステムになったと思います。そういった方が学校教育、地域の社会教育を担い引っ張っていってもらわないと、ふるさと教育の充実や学校教育の充実にはなっていきませんので、県が主導して地域一体となって活動していくということが大事だと思いますし、皆様のご支援もいただきながらということになるのではないかと思います。

他に何かありますか。

(委員)

14ページの離島留学の推進にも関わることかなと思いますので、お聞きしますが、土曜日の日経新聞の中にも記事があったんですが、教育移住について、要は人口減少の多い地区に新たな教育を施す学校を作っていくという考え方ですが、例えば広島県は離れた島に県立の小中一貫校を作って、そこは英語教育を含めながらやられているとか、広島の福山市ではドイツスタートでオランダで成長していった教育の在り方であるイエナプラン学校を今度は公立で始めるということで、また、長野県でも同じようにイエナプラン学校をといたように、そういったものを長崎県の中でも研究をして色々なところに入れて、改めて教育県長崎ということをしつかりと発信できるような形を取れたらどうかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(高校教育課長)

現在も14ページにあります離島留学制度であるとか、義務教育では、しま留学ということで、特に離島地区で全国募集をしているのですが、時代が大きく変わっていく中で、これからの学校教育の在り方はよく考えていかなければいけないだろうと思っています。時代の変化のスピードに比べれば、学校の変化のスピードは遅いだろうと思っています。ご紹介いただいた日経新聞の記事は私も読みました。今後長崎県が教育県長崎と言われるように最先端の教育をいかに取り入れることができるかということの研究してまいりたいと考えております。

(会長)

国内に限らず、海外から子ども達に来てもらってもいいわけですから、そういったところも含めてご検討いただければと思います。他にどうしてもお聞きしたということはありませんか。

(特別支援教育課長)

先ほどの通学支援についてですが、医療的ケアの全ての子どもがスクールバスに乗れないというわけではなく、例えば、経管栄養であるとか、車内での医療的ケアが必要ではない子どもについては、校長の判断で認めて乗っているという状況でございます。

(会長)

全体を通して何かあれば。

(委員)

指定管理導入施設の評価の中で、13ページに非常にありがたいなと、すごく期待している

のが、長崎県の世知原少年自然の家の令和4年度事業の実施に向けた方向性のところで、「佐世保市青少年教育センターと連携した不登校傾向児童生徒の生活習慣の改善に向けた自然体験活動プログラムの開発を行う。Q Uテストを近隣小学校の協力を得て、体験活動プログラムの普及拡大に向け、効果や課題を引き続き検証する。」ということで、このプログラムにすごく期待したいなど、そして、佐世保だけでなく、長崎県全体でこういう指定管理のところで取り入れて、ホームページやSNS等を使って広報をしていただく、不登校の子ども達は奥へ奥へと入り込みますから、インターネット等を活用しながら、とにかく外に出すような広報というものを積極的に行ってもらって、1人でも2人でも子ども達がこういうプログラムを利用して元気になってもらいたいなど切に思います。

(会長)

私も同感です。こういう指定管理施設は人数の確保というところに目が行きがちですが、いいプログラムをそれぞれが行っておられるので、そのあたりはしっかりと情報公開もされているところですが、人的交流も含めながら、プログラムがそれぞれで実施できるようにしていただければと思っていますところ。

他、全体を通して何かございますか。

ないようでしたら以上で協議を終わらせていただきます。なお、この会議の目的は、長崎県教育振興会議設置要項第1条のとおり、「長崎県教育振興基本計画の進捗状況や本県の教育への取組状況について、幅広く県民の意見を求め、本県教育行政の検証及び改善を図る。」ということになっております。

本日、委員の皆様から出されたご意見を、本会議における意見とさせていただきます。事務局におかれましては、本会議における意見・提案を今後の教育行政の推進に活かしていただくようお願いいたします。

(事務局)

それでは、以上をもちまして、令和3年度長崎県教育振興会議を終了いたします。